



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 里 野 泰 則
(コード：8700、東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 マネジメント本部部長 津坂 聡
(TEL. 052-307-0850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行するために必要となる監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第12条～第16条 (条文省略)	第12条～第16条 (現行どおり)

<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役1名および取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>は、9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> のなかから、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> のなかから、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役1名および取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、</p>
---	---

<p>発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使する</p>	<p>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、前項に規定する招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>
---	---

<p><u>ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の責任軽減・責任限定)</u> <u>第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

<p>条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員のなかから常勤の監査等委員を1名以上選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、前項に規定する招集手続き経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>

第44条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
第45条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	
	第1条 当社は、第74期定時株主総会終結
	前の行為に関する会社法第423条第1項の監
	査役(監査役であった者を含む。)の損害賠
	償責任を、法令の定める限度において、取
	締役会の決議によって免除することができ
	る。
(新 設)	第2条 第74期定時株主総会終結前の監査役
	(監査役であった者を含む。)の行為に関す
	る会社法第423条第1項の損害賠償責任を限
	定する契約については、なお従前の例によ
	る。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日

以上